**平成２３年（フ）第７８４号**
堺市東区丈六149番地　アーバンヴィラ登美丘203号
破産者　辻本　　満
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第３２４号**
神戸市須磨区妙法寺字下野路1077番地の32
破産者　康乗　　孝
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２１１号**
兵庫県川西市栄町27番７―301号
破産者　松本　祐子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第２５０号**
兵庫県尼崎市東園田町４丁目111番地の１エスポワール園田102号
破産者　海老原和人こと　金　　和人
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２５１号**
兵庫県尼崎市東園田町４丁目111番地の１エスポワール園田102号
破産者　海老原ゆかり
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３４６号**
兵庫県西宮市甲子園四番町７番31号
破産者　谷口　大八
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２８４号**
兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目55番地２シティーガーデン広畑101号
破産者　中村　耕美
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１７０号**
奈良市大安寺５丁目４番15―２号
破産者　阿賀利善治
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１８８号**
奈良市左京３丁目５番地の19　セジュール高の原Ｃ―102、開始決定時の住所奈良市左京２丁目２番地の２－５―104
破産者　緒方美由紀
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１９０号**
奈良県桜井市大字黒崎717番地
破産者　森下木材こと　森下　修次
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２２２号**
奈良市六条町338番地
破産者　Ｑｏｏ’ｓ　ＣＡＦＥこと　白川健太郎
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第９号**
福岡県八女市高塚618番地１
破産者　古庄　俊吉
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

**平成２３年（フ）第４４４号**
北九州市八幡西区大字野面799番地１
破産者　石井　敏明
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第４６２号**
佐賀県佐賀市開成２丁目12番13号
破産者　内田　茂洋
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４６６号**
佐賀県佐賀市新中町９番23号
破産者　浜田志津代
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５７号**
佐賀県佐賀市田代１丁目２番６号
破産者　吉田富士男
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第７１号**
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富76番地８
破産者　古賀　史明
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第９３号**
佐賀県小城市小城町松尾3930番地１
破産者　石田　真治
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第８４１号**
熊本市上高橋１丁目５番20号
破産者　濱口　花代
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部